第14回
定時株主総会
招集ご通知

開　催　情　報

開催日時

平成28年3月30日（水曜日）午前10時
（受付開始　午前9時）

開催場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム　ホールD7

＊末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないよう6階の受付までお越しください。

議決権行使期限

平成28年3月29日（火曜日）午後6時00分まで

JPMC®
Japan Property Management Center
日本管理センター 株式会社

証券コード：3276

目　次

第14回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 3
議案および参考事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
事業報告…… 19
連結計算書類…… 27
計算書類…… 29
監査報告書…… 31

（証券コード3276）
平成28年３月14日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内三丁目４番２号
日本管理センター株式会社
代表取締役　社長執行役員　武藤　英明

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年３月29日（火曜日）午後６時00分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年３月30日　水曜日　午前10時（受付開始　午前９時）

2. 場　　所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号　東京国際フォーラム　ホールＤ７
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項　(１)第14期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(２)第14期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. インターネット開示に関する事項

次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.jpmc.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。

①事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「財産および損益の状況の推移」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制および方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類の事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査役会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jpmc.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は、株主への利益配分を重要な経営課題の一つとして位置づけ、安定性と成長性を高次元で両立させながら、長期的な投資対象としての魅力を維持するため、配当性向40%以上を目途に連結業績に連動した配当とすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境および事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、下記のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭とする。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金12円　　総額226,404,192円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年３月31日

第２号議案　　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「会社法」といいます。）の施行により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。つきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役ではない取締役につきましても、損害賠償責任を限定することが可能となりました。また、取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役の責任を法令の限度において取締役会の決議で免除できる規定を新設したいと存じます。つきましては、現行定款の第30条（社外取締役との責任限定契約）の変更を行うものであります。なお、本変更については監査役全員の同意を得ております。

(3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、これに伴い、当該規定と重複することになる現行定款第７条（自己の株式の取得）および第47条（中間配当）を削除するものであります。なお、本変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。

(4) 上記の変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。なお、本議案による定款一部変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①　取締役会 ②　監査役 ③　監査役会 ④　会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①　取締役会 （削除） ②　監査等委員会 ③　会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第２章　株式	第２章　株式
第６条　（条文省略）	第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得）	（削除）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
（単元株式数）	（単元株式数）
第８条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元未満株式についての権利）	（単元未満株式についての権利）
第９条　（条文省略）	第８条　（現行どおり）
（基準日）	（基準日）
第１０条　（条文省略）	第９条　（現行どおり）
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第１１条　（条文省略）	第１０条　（現行どおり）
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
３　（条文省略）	３　（現行どおり）
（株式取扱規程）	（株式取扱規程）
第１２条　（条文省略）	第１１条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集）	（招集）
第１３条　（条文省略）	第１２条　（現行どおり）
（招集権者及び議長）	（招集権者及び議長）
第１４条　（条文省略）	第１３条　（現行どおり）
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第１５条　（条文省略）	第１４条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（決議の方法） 第１６条　（条文省略） ２　（条文省略）	（決議の方法） 第１５条　（現行どおり） ２　（現行どおり）
（議決権の代理行使） 第１７条　（条文省略） ２　（条文省略）	（議決権の代理行使） 第１６条　（現行どおり） ２　（現行どおり）
（議事録） 第１８条　（条文省略）	（議事録） 第１７条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第１９条　当会社の取締役は、８名以内とする。	（員数） 第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（新設）	
（選任方法） 第２０条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　（条文省略） ３　（条文省略）	（選任方法） 第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ２　（現行どおり） ３　（現行どおり）
（任期） 第２１条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第２０条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
（新設）	（補欠の監査等委員である取締役の予選の効力） 第２１条　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第２２条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第２２条　代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
第２３条～第２４条（条文省略）	第２３条～第２４条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第２５条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第２５条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第２６条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（取締役会の決議方法） 第２６条　（条文省略） ２　当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議方法） 第２７条　（現行どおり） ２　当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第２７条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。 ２　（条文省略）	（取締役会の議事録） 第２８条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。 ２　（現行どおり）
（取締役会規程） 第２８条　（条文省略）	（取締役会規程） 第２９条　（現行どおり）
（報酬等） 第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第３０条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
（社外取締役との責任限定契約） 第３０条　　（新設）	（取締役の責任の免除） 第３１条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第３２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第３３条　監査等委員会の決議方法は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第３４条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
（新設）	（監査等委員会規程） 第３５条　監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
（員数） 第３１条　当会社の監査役は、３名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第３２条　監査役は、株主総会の決議よって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第３４条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第３５条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議方法） 第３６条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第３７条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役会規程） 第３８条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第３９条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（社外監査役との責任限定契約） 第４０条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
（選任方法） 第４１条　（条文省略）	（選任方法） 第３６条　（現行どおり）
（任期） 第４２条　（条文省略）	（任期） 第３７条　（現行どおり）
（報酬等） 第４３条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第３８条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（会計監査人との責任限定契約） 第４４条　（条文省略）	（会計監査人との責任限定契約） 第３９条　（現行どおり）
第７章　計　　算	第７章　計　　算
（事業年度） 第４５条　（条文省略）	（事業年度） 第４０条　（現行どおり）
（剰余金の配当） 第４６条　剰余金の配当は、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。	（剰余金の配当等の決定機関） 第４１条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によることができる。

現行定款	変更案
（中間配当） 第４７条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（削除）
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第４２条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。 ３　前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（剰余金の配当等の除斥期間） 第４８条　剰余金の配当及び中間配当が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ２　剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。	（剰余金の配当等の除斥期間） 第４３条　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ２　配当金には利息をつけない。
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第１４回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　第１４回定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第４０条の定めるところによる。

第３号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、現在の取締役（４名）は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	武藤（むとう）　英明（ひであき） （昭和39年4月19日生）	平成９年３月　株式会社ネクスト設立　代表取締役 平成10年９月　同社代表取締役副社長 平成11年11月　株式会社アパマンショップネットワーク（現株式会社アパマンショップホールディングス）システム部長 平成13年４月　株式会社原弘産取締役 平成13年５月　株式会社不動産ビジネス研究所代表取締役 平成14年６月　当社設立代表取締役 平成15年10月　株式会社不動産ビジネス研究所取締役 平成24年１月　当社代表取締役社長執行役員（現任）	330,400株
		取締役候補者とした理由	
		平成14年６月に当社を設立し、現在では社長執行役員を務めており、当社および不動産業界における豊富な業務経験と経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから引き続き取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	武井（たけい） 大（おおき） （昭和40年7月30日生）	平成 2 年11月　株式会社エドケンコムズ（現株式会社アパマンショップリーシング）入社 平成15年 1 月　当社入社 平成16年 3 月　当社取締役スーパーサブリース営業副本部長兼東日本営業部長 平成19年 3 月　当社常務取締役セールス＆マーケティング本部長 平成21年 1 月　当社常務取締役コンサルティング事業部長 平成24年 1 月　当社取締役　専務執行役員　コンサルティング事業部長 平成25年 4 月　当社取締役　専務執行役員 プロパティマネジメント事業部長 平成28年 1 月　当社取締役　専務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　取締役会長 株式会社ＪＰＭＣファイナンス　代表取締役 株式会社ＪＰＭＣエージェンシー　取締役会長 大阪琺瑯株式会社　取締役会長	309,600株
		取締役候補者とした理由	
		入社以来、営業部門に従事し、コンサルティング事業部長、プロパティマネジメント事業部長を経て、現在は専務執行役員として当社グループの事業を統括しており、当社および不動産業界における豊富な経験と経営全般および管理業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	宮本（みやもと）　皇人（きみと） (昭和44年10月13日生)	平成 5 年10月　株式会社早稲田アカデミー入社 平成11年 3 月　IKU-SHU SCHOOL PTE.LTD. 入社 平成13年 3 月　株式会社秀文社入社 平成18年 6 月　同社取締役管理副本部長兼経営企画室長 平成20年 5 月　当社入社　財務部長 平成24年 1 月　当社執行役員　財務部長 平成25年 3 月　当社取締役　執行役員　ファイナンス＆アドミニストレーション本部財務部長 平成27年 1 月　当社取締役　上席執行役員　ファイナンス＆アドミニストレーション本部長兼財務部長 平成28年 1 月　当社取締役　上席執行役員　ファイナンス＆アドミニストレーション本部長兼人事総務部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　取締役 株式会社ＪＰＭＣファイナンス　取締役 大阪琺瑯株式会社　代表取締役	140,000株
		取締役候補者とした理由	
		入社以来、財務部長として財務・会計関連業務に従事し、現在では上席執行役員ファイナンス＆アドミニストレーション本部長として当社における豊富な経験と、経営全般および管理業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。	

（注）　各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第２号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	渡辺（わたなべ）　克彦（かつひこ） （昭和33年10月４日生）	昭和59年４月　首都圏開発株式会社（現株式会社アミックス）入社 平成６年５月　同社取締役管理部長 平成19年７月　当社入社 平成19年８月　当社プロパティマネジメント事業部長 平成20年９月　当社取締役プロパティマネジメント事業部長 平成21年８月　株式会社明和住販流通センター入社 平成24年５月　アークシステムテクノロジー株式会社入社 平成25年３月　当社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＪＰＭＣエージェンシー　監査役 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　監査役 株式会社ＪＰＭＣファイナンス　監査役	― 株
		監査等委員である取締役候補者とした理由	
		入社以来、プロパティマネジメント事業部長を務めるなど、当社および不動産業界における豊富な業務経験と企業の内部統制に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	田中（たなか）　淳（じゅん） （昭和47年3月1日生）	平成 6 年 4 月　朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 平成16年12月　バイオワン株式会社入社 平成19年 7 月　田中公認会計士事務所　代表（現任） 平成20年 9 月　当社監査役（現任） 平成25年 2 月　ペプチドリーム株式会社　社外監査役 平成27年 9 月　ペプチドリーム株式会社　社外取締役　監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 田中公認会計士事務所　代表 ペプチドリーム株式会社　社外取締役　監査等委員	64,000株
		監査等委員である取締役候補者とした理由	
		公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、監査等委員である取締役候補者としました。 なお、田中淳氏の当社社外監査役の就任期間は本総会終結の時をもって7年6か月となります。	
3	園部（そのべ）　洋士（ひろし） （昭和40年2月12日生）	平成 6 年 4 月　須田清法律事務所入所 平成13年10月　林・園部・藤ヶ崎法律事務所（現林・園部法律事務所）開設（現任） 平成22年 3 月　当社監査役（現任） 平成25年 3 月　株式会社レッグス　社外監査役（現任） 平成26年 6 月　東京鐵鋼株式会社　社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 林・園部法律事務所　パートナー弁護士 株式会社レッグス　社外監査役 東京鐵鋼株式会社　社外監査役	16,000株
		監査等委員である取締役候補者とした理由	
		弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、監査等委員である取締役候補者としました。 なお、園部洋士氏の当社社外監査役の就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。	

（注）1．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2．田中淳氏および園部洋士氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は田中淳氏および園部洋士氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。原案どおり選任された場合、田中淳氏および園部洋士氏は引き続き東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
3．第２号議案および本議案が原案どおり承認された場合、当社と各候補者との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。なお、田中淳氏、園部洋士氏の両氏は社外監査役として、当社との間で同様の契約を締結しております。

第５号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年３月29日開催の第９回定時株主総会において年額２億円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361号第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、今後の事業拡大や経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額３億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものといたしたく存じます。

第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、今後の事業拡大や経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する報酬等の具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものといたしたく存じます。

第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いています。ただし、中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられます。

当社グループの事業領域である不動産・住宅業界においては、相続税対策や資産運用の需要もあり賃貸住宅建設は引き続き堅調であると見込まれるほか、国土交通省では新たな取り組みとして宅地建物取引業の重要事項説明について「ＩＴを活用した重要事項説明に係る社会実験」を開始しました（当社グループは株式会社ＪＰＭＣエージェンシーが登録事業者として参加しました。）。

このような経済状況のもと、「ＪＰＭＣグループ中期経営計画」の２年目となる平成27年12月期の当社グループは、テーマを「ＮＥＸＴ　ＳＴＡＧＥ」、スローガンを「自分を変えよう！自分が変えよう！」として役員社員一丸となって事業展開を行いました。

当社グループの主要な事業である不動産賃貸管理事業は、進学や転勤が重なり転居が増加する１月から３月に入居需要が集中するため、より一層の入居促進に努め入居率の向上を図りました。売上高の基盤となる借上物件及び加盟企業の獲得についても引き続き注力し、金融機関等との業務提携や各種セミナーを開催した結果、管理戸数も順調に推移しています。

また、当社グループの今後の更なる成長の柱とすべく、新しい取り組みにも挑戦しました。新しい取り組みの例には、株式会社ＪＰＭＣファイナンスの設立（貸金業、家賃の滞納保証事業によるファイナンスニーズへの対応）、大阪琺瑯株式会社の株式取得（Ｍ＆Ａの活用による収益不動産の売却ニーズへの対応）および民泊サービス参入に向けた専用サイトの開設（入居率の向上、空家対策）があります。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高34,854,428千円（前期比16.2％増）、営業利益1,706,462千円（同28.5％増）、経常利益1,709,477千円（同30.3％増）、当期純利益1,097,035千円（同39.0％増）となりました。

売上区分別の状況は、次のとおりであります。

（不動産収入）

不動産収入につきましては、パートナー企業数の増加に伴い、不動産オーナーに対しサブリースの提案が積極的に行われたことなどから、受注・受託は順調に推移しました。

この結果、当連結会計年度におきまして、管理物件累計戸数は66,275戸（内、当連結会計年度における管理物件純増戸数は9,456戸）となり、不動産収入は33,220,289千円（前期比17.2％増）となりました。

（加盟店からの収入）

加盟店からの収入につきましては、セミナーなどを積極的に開催したことから、新規のパートナー企業を獲得することができました。

この結果、当連結会計年度におきまして、建築系パートナー（注１）607社（前期末比15社増）、不動産系パートナー（注２）638社（同61社増）、介護系パートナー（注３）39社（同13社増）となり加盟店からの収入は584,175千円（前期比20.6％増）となりました。

分類	種別	役割
建築系パートナー（注１）	提携建築会社 ＣＰ （コンストラクションパートナー）	不動産オーナーから、当社の一括借上事業を利用する賃貸住宅の建築を受注することにより、当社のサブリース物件を獲得する役割を担っております。
	提携リフォーム会社 ＲＰ （リフォームパートナー）	不動産オーナーから、当社の一括借上事業を利用する賃貸住宅のリフォームを受注することにより、当社のサブリース物件を獲得する役割を担っております。
	提携高齢者住宅建築会社 ＳＬＰ （シルバーパートナー）	不動産オーナーから「高齢者住宅一括借上システム（ふるさぽシステム）」を利用して建築を受注することにより、当社のサブリース物件を獲得する役割を担っております。
不動産系パートナー（注２）	提携賃貸管理会社 ＪＰ （Ｊ's パートナー）	当社から仲介業務、賃貸管理業務を委託しております。また、当社が物件の査定を行うにあたり、近隣の家賃相場に関するデータ収集や現地調査などを担当します。
	提携売買仲介会社 ＥＰ （イーベストパートナー）	不動産オーナーから依頼を受け、当社グループと協力して収益物件の売買を媒介する役割を担っております。
介護系パートナー（注３）	提携介護会社 ＦＰ （ふるさぽパートナー）	不動産オーナーから「高齢者住宅」を転借し、運営する役割を担っております。

（その他の収入）

その他の収入につきましてはブロードバンド事業（ＪＰＭＣヒカリ）、イーベスト事業（収益不動産売買仲介業）は順調に推移いたしました。

この結果、その他の収入は1,049,963千円（前期比9.5％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,112,268千円でありました。その主なものは、賃貸用不動産取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により104,104千円を調達いたしました。また、金融機関より賃貸用不動産の取得にかかる購入資金として、借入金350,000千円の資金調達を実施いたしました。なお、当該借入金は当連結会計年度中に52,506千円を返済しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年12月18日をもって、大阪琺瑯株式会社の発行済株式の全てを取得し、完全子会社化いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは不動産オーナー、パートナー、入居者等の顧客満足度を向上させることで事業収益の拡大を図ることにより、持続的かつ飛躍的な成長を確実にし、より強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

① 人材の育成

当社グループは、借上物件の増加に対応して、各種システムを統合的に整備していく方針であります。これによりＪ's パートナー（以下、「ＪＰ」といいます。）からの賃料の入金からオーナーへの送金に至るフローを正確かつスムーズにし、より一層業務の効率化を図ります。また、他社との差別化を図り今後も持続的成長を遂げていくためには、優秀な人材の確保および育成を最重要課題として位置づけております。そのために継続的な採用活動による人材の確保、適材適所の人材配置および教育体制の充実を図って、人材の育成に努めてまいります。

② 持続的な成長のための事業基盤の強化

当社グループは創業より現在までパートナーの増加およびパートナーを動員した借上物件数の増加により、売上高を順調に成長させてまいりました。

今後も持続的な成長を図るべく、借上物件数の増加と借上対象の拡大を行ってまいります。借上物件数の増加を達成するためには不動産オーナーおよびパートナーとの厚い信頼関係が必須であります。そのために不動産オーナー対象のセミナーやパートナー対象の勉強会を積極的に行うとともにその内容を充実させてまいります。また、借上対象に高齢者専用賃貸住宅を加え受託物件数の増加を図っており、今後も更なる企画・開発により借上対象を拡大してまいります。

③ 収益基盤の多様化

当社グループはサブリースを軸とした不動産管理業を展開しております。当社グループとしては不動産賃貸管理業を収益の基盤に、この分野を一層深耕していくことで、収益の拡大を図る方針であります。現在、イーベスト事業（収益不動産売買仲介業)、ブロードバンド事業（ＪＰＭＣヒカリ)、建築部材（フローリングそっくりさん）の販売事業およびファイナンス事業（家賃の滞納保証・貸金業）を行っておりますが、今後も新たな商品の開発に注力してまいります。

④ コンプライアンス体制の強化

当社グループは、「コンプライアンス体制の強化は事業継続の大前提である」との認識の下に、コンプライアンス体制を強化することが顧客・株主・取引先・従業員等の全てのステークホルダーに資するものと考えております。そして、この取り組みは、将来にわたって継続的に行うべき、企業にとっての義務と考えております。

このような基本的な認識に基づいて、当社グループは「企業倫理規範」及び「行動規範」を制定し、社内規程及び法令等の遵守や反社会的勢力に対する毅然とした対応の必要性を確認することにより、企業不祥事や反社会的な行為の排除を追及しております。また、役員及び従業員が日常的に具体的な行動基準を維持できるよう「コンプライアンス行動マニュアル」を定めております。

⑤ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るために経営の効率化やステークホルダーに対する社会的責任を果たし、会社の透明性や公平性を確保するため、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要であると認識しております。業務の増大に対応し、常時支障なく業務が遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、必要に応じて管理部門の人員を強化してまいります。

⑥ システムの合理化および構築

当社グループは、借上物件の増加に対応して、各種システムを統合的に整備していく方針であります。これによりＪＰからの賃料の入金からオーナーへの送金に至るフローを正確かつスムーズにし、より一層業務の効率化を図ります。

これからも当社グループの更なる発展を目指して全力を傾注してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ＪＰＭＣエージェンシー	20,000千円	100%	不動産の賃貸の斡旋および仲介ならびに管理
株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント	20,000千円	100%	収益不動産を中心とした売買の斡旋、仲介
株式会社ＪＰＭＣファイナンス	35,000千円	100%	貸金業および家賃の滞納保証
大阪琺瑯株式会社	10,000千円	100%	不動産の賃貸

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況
武　藤　英　明	代表取締役	社長執行役員
武　井　　大	取締役	専務執行役員　プロパティマネジメント事業部長 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　取締役 株式会社ＪＰＭＣファイナンス　代表取締役 大阪琺瑯株式会社　取締役会長
宮　本　皇　人	取締役	上席執行役員　ファイナンス＆アドミニストレーション本部長兼財務部長 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　取締役 株式会社ＪＰＭＣファイナンス　取締役 大阪琺瑯株式会社　代表取締役
田　中　　浩	取締役	金沢工業大学　客員教授 丸三証券株式会社　副会長
渡　辺　克　彦	常勤監査役	株式会社ＪＰＭＣエージェンシー　監査役 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　監査役 株式会社ＪＰＭＣファイナンス　監査役
田　中　　淳	監査役	田中公認会計士事務所　代表 ペプチドリーム株式会社　社外取締役　監査等委員
園　部　洋　士	監査役	林・園部法律事務所　パートナー弁護士 株式会社レッグス　社外監査役 東京鐵鋼株式会社　社外監査役

（注）1. 取締役田中浩氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役田中淳氏および監査役園部洋士氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役田中浩氏、監査役田中淳氏および監査役園部洋士氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役田中淳氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）当事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(3) 当事業年度後における取締役の地位および担当または重要な兼職の状況の変更

氏　名	地　位	変更前	変更後
武　井　　大	取締役	・専務執行役員 プロパティマネジメント事業部長 ・株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　取締役 ・株式会社ＪＰＭＣファイナンス 代表取締役 ・大阪珐瑯株式会社　取締役会長	・専務執行役員 （平成28年１月１日異動） ・株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　取締役会長 （平成28年１月１日異動） ・株式会社ＪＰＭＣファイナンス 代表取締役（変更なし） ・大阪珐瑯株式会社　取締役会長 （変更なし） ・株式会社ＪＰＭＣエージェンシー 取締役会長 （平成28年１月13日異動）
宮　本　皇　人	取締役	・上席執行役員　ファイナンス＆アドミニストレーション本部長兼財務部長 ・株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　取締役 ・株式会社ＪＰＭＣファイナンス 取締役 ・大阪珐瑯株式会社　代表取締役	・上席執行役員　ファイナンス＆アドミニストレーション本部長兼人事総務部長（平成28年１月１日異動） ・株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント　取締役（変更なし） ・株式会社ＪＰＭＣファイナンス 取締役（変更なし） ・大阪珐瑯株式会社　代表取締役 （変更なし）

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役４名　　94,950千円（内社外１名2,700千円）

監査役３名　　9,600千円（内社外２名4,500千円）

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年３月29日開催の第９回定時株主総会において、年額２億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年３月29日開催の第９回定時株主総会において、年額５千万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	田　中　　浩	金沢工業大学　客員教授 丸三証券株式会社　副会長
社外監査役	田　中　　淳	田中公認会計士事務所　代表 ペプチドリーム株式会社　社外取締役　監査等委員
	園　部　洋　士	林・園部法律事務所　パートナー弁護士 株式会社レッグス　社外監査役 東京鐵鋼株式会社　社外監査役

(注) 1．取締役田中浩氏が兼職する金沢工業大学および丸三証券株式会社と当社の間に取引関係はありません。
2．監査役田中淳氏が兼職する田中公認会計士事務所およびペプチドリーム株式会社と当社の間に取引関係はありません。
3．監査役園部洋士氏が兼職する林・園部法律事務所、株式会社レッグスおよび東京鐵鋼株式会社と当社の間に取引関係はありません。

②社外役員の取締役会等への出席および発言状況

区分	氏名	取締役会等への出席および発言状況
社外取締役	田 中　　浩	平成27年３月27日の就任以降に開催の取締役会全13回中12回出席し、主に出身分野である証券会社グループでの経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜、行っております。
社外監査役	田 中　　淳	当連結会計年度開催の取締役会17回、監査役会13回全てに出席し、公認会計士としての経験を踏まえ、内部統制や会計関連についての指摘をする等、議案審議に必要な発言を適宜、行っております。
	園 部　洋 士	当連結会計年度開催の取締役会17回、監査役会13回全てに出席し、弁護士としての経験を踏まえ、各種法令の改正を踏まえ事業決定における適法性についての指摘をする等、議案審議に必要な発言を適宜、行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と取締役田中浩氏および各社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
流動資産	4,961,625	流動負債	2,334,122
現金及び預金	4,159,595	買掛金	186,165
売掛金	204,062	1年以内返済予定の長期借入金	240,870
販売用不動産	405,841	未払法人税等	408,916
繰延税金資産	62,885	未払金	460,398
その他	144,789	前受金	830,406
貸倒引当金	△15,550	その他	207,365
固定資産	5,034,682	固定負債	3,939,552
有形固定資産	4,639,767	長期借入金	1,694,658
建物	3,209,596	長期預り保証金	1,855,364
減価償却累計額	△1,177,213	繰延税金負債	389,529
建物（純額）	2,032,383	負債合計	6,273,675
土地	2,589,068	純資産の部	
その他	52,818	株主資本	3,711,980
減価償却累計額	△34,502	資本金	430,044
その他（純額）	18,315	資本剰余金	329,998
無形固定資産	61,505	利益剰余金	2,952,032
投資その他の資産	333,409	自己株式	△95
投資有価証券	10,191	その他の包括利益累計額	118
繰延税金資産	21,531	その他有価証券評価差額金	118
その他	353,140	新株予約権	10,533
貸倒引当金	△51,453		
		純資産合計	3,722,632
資産合計	9,996,308	負債及び純資産合計	9,996,308

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日)

(単位：千円)

科　　目	金　　額	
売上高		34,854,428
売上原価		31,340,415
売上総利益		3,514,013
販売費及び一般管理費		1,807,551
営業利益		1,706,462
営業外収益		
受取利息	904	
受取手数料	8,360	
その他	1,827	11,092
営業外費用		
支払利息	5,475	
支払補償費	1,706	
その他	895	8,077
経常利益		1,709,477
特別利益		
固定資産売却益	31,212	31,212
特別損失		
固定資産除却損	5,742	5,742
税金等調整前当期純利益		1,734,947
法人税、住民税及び事業税	633,539	
法人税等調整額	4,372	637,912
少数株主損益調整前当期純利益		1,097,035
当期純利益		1,097,035

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
流動資産	4,511,021	流動負債	2,093,225
現金及び預金	3,681,099	買掛金	184,016
売掛金	195,179	1年以内返済予定の長期借入金	206,840
販売用不動産	405,841	未払金	430,065
貯蔵品	6,823	未払費用	59,913
前払費用	34,579	未払法人税等	330,714
繰延税金資産	50,299	未払消費税等	26,597
未収入金	49,160	前受金	818,072
関係会社短期貸付金	34,707	預り金	37,005
その他	70,492		
貸倒引当金	△17,162		
固定資産	3,806,215	固定負債	2,615,244
有形固定資産	2,863,853	長期借入金	774,965
建物	1,480,252	長期預り保証金	1,840,279
減価償却累計額	△97,450		
建物（純額）	1,382,801		
工具、器具及び備品	49,446		
減価償却累計額	△32,833	負債合計	4,708,470
工具、器具及び備品（純額）	16,613	純資産の部	
土地	1,464,437	株主資本	3,598,113
無形固定資産	56,087	資本金	430,044
ソフトウエア	37,896	資本剰余金	329,998
ソフトウエア仮勘定	17,922	資本準備金	329,998
その他	268	利益剰余金	2,838,165
投資その他の資産	886,275	その他利益剰余金	2,838,165
投資有価証券	10,191	繰越利益剰余金	2,838,165
関係会社株式	422,600	自己株式	△95
長期貸付金	28,664	評価・換算差額等	118
関係会社長期貸付金	138,828	その他有価証券評価差額金	118
破産更生債権等	64,092	新株予約権	10,533
長期前払消費税等	58,132		
繰延税金資産	21,550		
敷金及び保証金	160,125		
その他	33,389		
貸倒引当金	△51,301	純資産合計	3,608,766
資産合計	8,317,236	負債及び純資産合計	8,317,236

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		34,488,029
売上原価		31,339,458
売上総利益		3,148,571
販売費及び一般管理費		1,628,365
営業利益		1,520,205
営業外収益		
受取利息	887	
受取手数料	11,540	
その他	1,638	14,066
営業外費用		
支払利息	5,475	
支払補償費	1,706	
その他	895	8,077
経常利益		1,526,194
特別利益		
固定資産売却益	27,332	27,332
税引前当期純利益		1,553,527
法人税、住民税及び事業税	554,532	
法人税等調整額	10,889	565,421
当期純利益		988,105

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月26日

日本管理センター株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　井上　司　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中里直記　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本管理センター株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本管理センター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年12月24日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、平成28年１月28日に取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月26日

日本管理センター株式会社
　取締役会　　御中

東陽監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　井上　　司　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中里直記　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本管理センター株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年12月24日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、平成28年１月28日に取得している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針、職務の分担および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下のとおり監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門およびその他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当なものであると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年2月29日

日本管理センター株式会社　監査役会

常勤監査役　渡　辺　克　彦　㊞

社外監査役　田　中　　淳　㊞

社外監査役　園　部　洋　士　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内三丁目５番１号

東京国際フォーラム　ホールＤ７

※受付は６階となります。

電話：(03) 5221－9000（代）

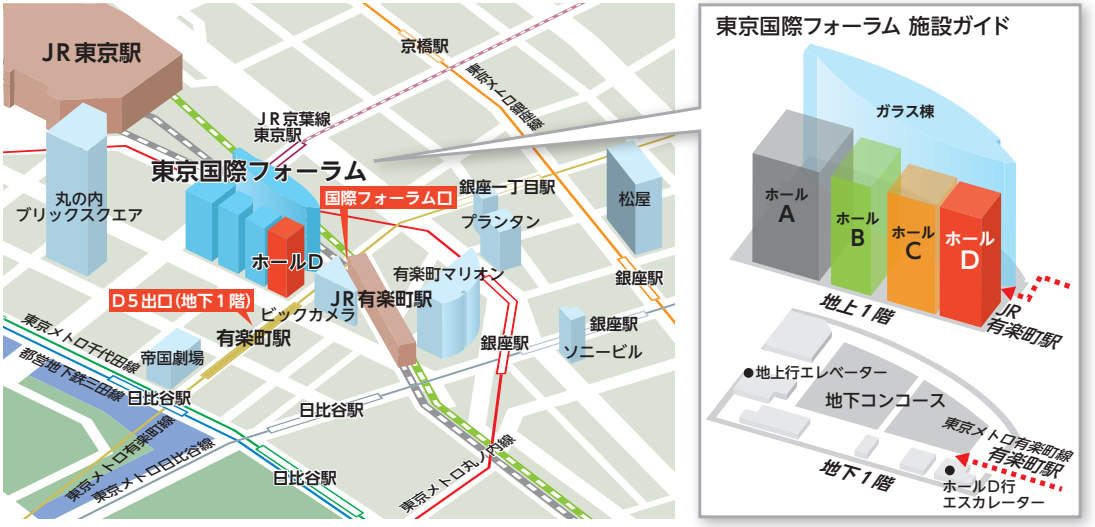

交通のご案内

JR有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩３分

東京メトロ有楽町線・有楽町駅 Ｄ５出口より地下１階にて連絡 徒歩３分

〈ご参考〉

JR	東京駅・丸の内南口より徒歩５分 (京葉線・東京駅４番出口より地下１階にて連絡)	東京メトロ日比谷線	日比谷駅より徒歩５分 銀座駅より徒歩６分
東京メトロ銀座線	銀座駅より徒歩７分 京橋駅より徒歩７分	東京メトロ千代田線	二重橋前駅より徒歩５分 日比谷駅より徒歩７分
東京メトロ丸ノ内線	銀座駅より徒歩５分	都営地下鉄三田線	日比谷駅より徒歩５分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

JPMC® Japan Property Management Center

日本管理センター 株式会社

〒100－0005 東京都千代田区丸の内3－4－2新日石ビルヂング

Tel. 03－6268－5225

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK

環境に配慮した植物油インキを使用しています。